



あっ! のとしん

能登の復興と課題

20240825 報告

のと共栄信用金庫 鈴木正俊

1, 震災直後の状況と政府等の対応

現地状況の説明資料（略） 安否確認・携帯トイレ

震災対応の雑誌記事（略） 緊急時の優先事項

今後の対応（主に金融面、既往債務、いわゆる二重ローン問題）

1. 単独の企業支援（融資）では、極めて困難な状況 1月7日 片山さつき議員に手交した資料（略）

2. 面的再生（既往の債権買取と新規出資）が必要

◎公的機関の関与の有無（新法もしくは法改正）

◎商店街再生や震災に強い街づくり等も併せ考える必要

（案1）「能登震災事業者再生支援機構」（仮称）の創設

（既存債務の買取と出資機能、復興ノウハウを併せ持つ組織、機能グループ補助金の創設と柔軟な運用、保証協会融資の劣後化等）

（参考）東日本大震災時のスキーム

（案2）地域経済活性化支援機構等による「能登半島震災ファンド」

能登半島地震からの復旧・復興を目指す 事業者の皆さまへ

令和6年4月1日月

能登産業復興相談センター開設

能登産業復興相談センターは、国（中小企業庁）が設置する、公正中立な公的機関です。能登半島地震により被害を受けた事業者の皆さまの二重債務問題への対応（官民ファンドでの債権買取・出資）のほか、震災の影響により業況が悪化している事業者の皆さまの再生支援、ならびに経営課題や資金繰り等のご相談に対応いたします。

能登産業復興相談センターの概要

名称	能登産業復興相談センター
住所	〒926-0802 石川県七尾市三島町70-1 七尾商工会議所内 302会議室
電話番号	0767-58-5008
受付時間	8:30～17:15（土日、祝祭日、年末年始を除く毎日） ※平前にご予約をいただきますとスムーズにご案内できます。



二重債務
事業の復旧・復興
でお悩みの方

ぜひご相談
下さい！

もっと
知りたい

能登産業復興相談センターQ&A

～皆さまの疑問にお答えします～

Q1 相談センターでは、どのような相談を受け付けてもらえますか？

- A1 早期の事業再開に向けたアドバイスや幅広いサポートを行います（原則無料）。
- ①能登半島地震復興支援ファンドによる債権買取・出資に関する支援
 - ②信用保証制度や制度融資等のご案内
 - ③外部専門家・関係支援機関のご紹介（弁護士、公認会計士、活性化協議会、REVIC 等）
 - ④再生計画の策定支援
 - ⑤国・県の補助制度のご案内 等
- ※補助金申請等の具体的な相談については、「能登事業者支援センター」で承ります。
TEL：0768-26-2380 場所：石川県奥能登総合事務所4階（のと里山空港内）

Q2 相談の対象となる方は？

- A2 七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町に所在する中小企業・小規模事業者等であって、令和6年能登半島地震で被災した事業者が対象となります。

Q3 債権買取支援とはどのような支援ですか？

- A3 例えば、設備等が損壊して新設が必要な場合等において、震災前の借入金の返済負担が大きく、新規融資を受けることが困難となっている、いわゆる二重債務問題に直面している事業者について、金融機関と調整の上、ファンドが債権の買取を行うことで、金融機関からの融資等の支援を受けやすくなります。（※ファンドの買い取りによって債権に対する返済義務が消滅するものではありません。）

Q4 相談内容が外部に知られることはありませんか？

- A4 センターは国（中小企業庁）が設置する公的機関です。ご対応する専門家は守秘義務を負っており、皆さまのプライバシーはもちろん、企業の機密情報やノウハウなどのような情報についても、秘密が守られますので、安心してご相談下さい。

当センターの活用イメージ



※中小企業活性化協議会やREVICは、経営再建に向けた再生計画の作成等を支援します。

「能登半島震災ファンド」の例

①金融機関からファンドへ移転（震災前の金額限度、非保全額原則）

100 → 50

②ファンドが債権カット（返済可能額）

100 → 70 ▲30

③元の金融機関に返還

X年
(最長15年)

伴走支援

追加融資可能

平常時
債務残高

コロナ禍
債務残高

震災時
債務残高

復興時
債務残高

(ファンドの活用)

再生後
債務残高

返済可能

返済配慮

返済困難

返済配慮

返済可能

◎サービサーへの売却と異なり、あくまでも再生まで継続支援義務

2, 震災半年経過後の状況と金庫等の対応

能登地域 お客様の被災・復興状況

(24年3月末時点)

輪島市	総数 1 2 7 先	物的損壊 1 2 0 先 (9 4 %)	うち操業・営業停止 4 2 先 (3 3 %)
穴水町	総数 4 8 先	物的損壊 4 4 先 (9 2 %)	うち操業・営業停止 1 8 先 (3 8 %)
七尾市	総数 6 9 4 先	物的損壊 4 6 8 先 (6 7 %)	うち操業・営業停止 5 5 先 (8 %)
志賀町	総数 2 1 2 先	物的損壊 1 4 9 先 (7 0 %)	うち操業・営業停止 1 7 先 (8 %)

(24年6月末時点)

輪島市	総数 1 2 7 先	物的損壊 1 2 5 先 (9 8 %)	うち操業・営業停止 3 3 先 (2 6 %)	うち廃業 7 先
穴水町	総数 4 8 先	物的損壊 4 4 先 (9 2 %)	うち操業・営業停止 1 3 先 (2 7 %)	8 先
七尾市	総数 6 9 4 先	物的損壊 5 6 7 先 (8 2 %)	うち操業・営業停止 4 5 先 (7 %)	1 0 先
志賀町	総数 2 1 2 先	物的損壊 1 3 8 先 (6 5 %)	うち操業・営業停止 1 6 先 (8 %)	6 先

能登地域 地域の状況と復興支援 (24年7月時点)

2023年12月末現在

輪島市（1～6月）	人口 ▲1, 536人（前年末比 ▲6.6%）	23, 118人
穴水町（1～6月）	人口 ▲341人（前年末比 ▲4.6%）	7, 347人
七尾市（1～6月）	人口 ▲1, 218人（前年末比 ▲2.5%）	48, 264人
志賀町（1～6月）	人口 ▲429人（前年末比 ▲2.4%）	18, 255人

- 復興支援チームを部分的に2月から準備し、4月に7名体制で正式に発足
資金繰り支援とともに補助金の申請支援（週4日を交代で輪島／穴水支店と商工会議所
等で無料相談）、重要案件の進捗管理を行っている。
- 6月には従来のふるさと創生部を「復興推進部」に名称変更し、復旧・復興のスピード
アップを図っている。
- 経営支援室に事業再生のノウハウを蓄積する。

災害復旧ローン等の取組（生活基盤）

- ①住宅の補修・修繕、②自動車の修理・買換費用、③家具・家電の修理・買換費用
④以上に加えて従来の借り換え費用（信金保証基金）

1～3月 54件 96,680千円

4～6月 109件 273,490千円

うち穴水・輪島 1～6月 7件 15,940千円

住宅関連資金
（前年同月）

52件(1.6倍)
32件

665百万円(2.5倍)
263百万円

震災関連事業性ローン等の取組（事業基盤）

新規融資	1～6月	288先	5,465百万円
うち保証協会付き		273先	4,256百万円

条件変更	1～6月	146先	5,601百万円
うち保証協会付き		95先	1,971百万円

うち穴水・輪島	新規融資		
	1～6月	24先	455百万円
	条件変更		
	1～6月	22先	512百万円
うち七尾	新規融資		
	1～6月	131先	3,085百万円
	条件変更		
	1～6月	93先	4,285百万円

<緊急要望事項>

1. 生活基盤・事業基盤整備のスピードアップ（人の不足）

水道事業者に加え、建設業者（工事の見積もり）、解体業者、運搬業者も地域外からの事業者を導入、補助する制度の創設

2. 公費解体等の行政手続き等におけるスピードアップ

解体家屋の相続関係以外にも隣地を含めた所有権が明確でない物件も行政判断で解体除去可能になるように行政指導

3. 生活基盤と同時に事業基盤の復旧・復興のスピードアップ（人の不足）

被災地域でなりわい補助金等の申請件数が少ないことから制度の精通者を増やす対応

<中長期的な事項>

能登半島共通の基幹産業=観光業について従来の枠を超え、持続可能な将来ビジョンの策定

例：世界に開かれた国際観光地域に生まれ変われるような構想、そのために国際観光のための教育機関、外国人雇用の相談窓口の能登における設置、データを生かしたDX等の活用

＜緊急要望事項＞ （各論、和倉温泉）

特に当地域の観光の拠点であった和倉温泉については、被災で護岸が損壊しており、再建するにしてもその復旧が焦眉の急である。

県からの説明によると、解体1年、護岸2年、再建2年 計5年という話もあったが、それでは温泉街全体のイメージが大きく傷つくとともに、一方でその間の従業員の確保もままならない。

当庫としては、被災地全体の支援のため巨額の引当金(約49億円)を前年度決算で積み増して、債権買取ファンドの活用を含め、引き続き、和倉温泉の支援に当たる覚悟であるが、**共通の基盤である護岸工事については、現在の見積もりでは約100億円**となり、個別の旅館・ホテルでの対応は困難であるため、国の全面的な支援、予算措置と工事の実務的な指導をお願いしたい。

以上により、当庫としては**2～3年以内に温泉・ホテル全体の8割は一般営業ができるように対応して頂くように強く要望**する。

* 市長、県会議員、国会議員、石川県建設業協会会長、商工会議所の方々に陳情しました。

民有護岸の復旧について

※港湾区域内

- 七尾市（海岸管理者）が所有する施設は、国が代行して災害復旧（原形復旧）することが可能であるが、被災した民有護岸は、所有者である民間事業者自らが復旧することが原則である。
- 被災した護岸の公共帰属等により護岸を整備（復旧を含む）する方策は、下表のとおりであり、七尾市の一般公共事業として実施することとなる。なお、海岸保全施設として必要な所要の護岸高さ（現状よりも高くなる可能性あり）、海岸管理者（七尾市）として管理するための管理用通路等が必要である。
- 期間・費用は、市有施設と同じ復旧構造と仮定して概略的に算出したものである（大まかなイメージ）。

	①原位置での復旧	②前出し整備	③復旧＋遊歩道
概要	海岸保全施設として、現位置で整備	既存の護岸は復旧せず、海岸保全施設として、前出しして整備	遊歩道幅を確保できるよう、 1) 前出しして、海岸保全施設として護岸を整備 2) 旅館をセットバックして、海岸保全施設として現位置に護岸を整備
流れ	公共帰属⇒海岸保全区域の指定⇒海岸保全基本計画の改定⇒調査・設計・発注⇒工事	海岸保全区域の指定⇒海岸保全基本計画の改定⇒漁協調整⇒埋立免許取得⇒調査・設計・発注⇒工事	1) ②同様 2) ①同様
期間※	全体：約13～26ヶ月 工事まで：約9ヶ月（調整期間除く） 工事期間：約4～17ヶ月 （約8ヶ月/100m）	全体：見通し困難 工事まで：見通し困難（①＋漁協調整期間） 工事期間：約4～10ヶ月 （約5ヶ月/100m）	全体：1) ②同様 2) ①同様 工事まで：1) ②同様 2) ①同様 工事期間：1) 約4～11ヶ月 2) 約5～18ヶ月 （約6ヶ月/100m）（約8ヶ月/100m）
費用	約400万円/m	約310万円/m	1) 約330万円/m 2) 約420万円/m
留意点	・建物と護岸近接する場合、建物の撤去後に護岸工事を実施。 ・護岸管理幅として約3mが必要。（旅館のセットバックor前出しにより確保。前出しの場合は②と同様となる。）また、護岸管理のため、管理者（七尾市）立入可とし、桟橋等は設置しないこと。	・①と同様に、護岸管理幅として約3mの確保や、管理者の立入可等が必要。 ・既存の護岸が施工範囲に含まれる場合、当該範囲は公共帰属する可能性がある。	・一般の遊歩道利用者から露天風呂利用者のプライバシー確保が必要。 ・護岸管理幅＋遊歩道で5m確保を想定。

※護岸延長によって異なる（各旅館の想定護岸延長を基に記載）

護岸復旧「国が前面に」



和倉温泉の復旧に訪れ、関係者から説明を受ける岸田文雄首相(左)
→1日午後、十和田市(汽船橋渡)

地震発生半年

首相が和倉温泉視察

和倉温泉の復旧は「国が前面に」
首相が和倉温泉視察
和倉温泉の復旧は「国が前面に」首相が和倉温泉視察
和倉温泉の復旧は「国が前面に」首相が和倉温泉視察

管理道路は観光に配慮

和倉温泉の復旧は「国が前面に」首相が和倉温泉視察
和倉温泉の復旧は「国が前面に」首相が和倉温泉視察

1.1大震災 日本海側からの

【2、25面に連続記事】



和倉温泉の復旧に訪れ、関係者から説明を受ける岸田文雄首相(左)
→1日午後、十和田市(汽船橋渡)

大の里新聞に

和倉温泉の復旧は「国が前面に」首相が和倉温泉視察
和倉温泉の復旧は「国が前面に」首相が和倉温泉視察

7月1日 岸田首相の和倉温泉視察とそれに合わせ北陸地方整備局佐々木港湾空港部長の来訪があったが、当地の環境整備が遅れており、市長にも再度、陳情する必要あり(特に漁業補償)

令和6年能登半島地震なりわい再建支援補助金 基本の考え方

01

令和6年能登半島地震の影響で、損壊・使用困難となった建物・設備を復旧する(元に戻す)ための補助金です。

- ✓ 被災したことの証明(市町が発行する罹災証明書等)が必要です。
- ✓ 修繕・修理が原則ですが、以下の場合、建替や入替が可能です。
建物：全壊・大規模半壊判定の場合。修繕より建替が安い場合
設備：修理不能の証明書の発行がある場合、修理より入替が安い場合
建物が大規模半壊と判定されない または、設備が修理可能な場合でも、修繕による原状回復費用を上限として、建替又は入替を行うことは可能です
- ✓ 元ある場所での建替が原則ですが、その場所では建替が出来ない理由があれば(液状化に伴う建築制限等)、移転も補助対象です。
- ✓ 建物の取壊しは、半壊以上で市町による公費解体(自己負担なし)が可能です。なりわい補助金の取壊しの扱いは以下のとおりなので、市町に確認の上、公費解体の活用をご検討ください。
元ある場所での建替なら取壊し費用も補助対象(1/4等を自己負担)
移転の場合は取壊し費用は補助対象外(全額自己負担)

02

自らが所有している建物・設備で、事業のために使用しているものが補助対象です。

- ✓ 建物なら登記、設備なら資産計上されていることが原則必要です。
- ✓ 賃借物件やリース物件は、自らの所有でないため、使用者は補助金申請が出来ません。この場合、大家やリース事業者が申請をすることになります。

03

元に戻す復旧でなく、新たな取り組みや、生産性向上につながる(設備の)性能アップ、防災・減災のための(建物の)強靱化など、プラスアルファの復旧も補助対象となります。

ただし、元に戻すために必要な経費が補助上限となり、それを超える分は自己負担となります。

- ✓ 新たな取り組みとは、製造ラインの拡大・転換や異業種への展開などの取り組みです。

令和6年能登半島地震なりわい再建支援補助金 財産処分

01

補助金で整備した施設・設備は、一定の期間、補助金を申請したときの用途のとおり使用する必要があります。

- ✓ こちらを**財産処分**の制限といい、この制限がかかる期間を**処分制限期間**といいます。
- ✓ **財産処分**にあたる行為は、別の目的で使用したり、譲渡、貸付、取壊し、廃棄、担保権の設定等の処分を行うことをいい、事前に県への申請が必要です。
- ✓ 一定の期間とは、例えば、鉄筋コンクリートの工場なら38年、食料品製造業用設備なら10年などとなります。

02

一定の期間のうちに財産処分を行う場合、補助金相当分の返納が必要です。

- ✓ 財産処分による納付額については、必ずしも補助金額全額というわけではなく、財産処分の内容に応じて、それぞれ譲渡額や残存簿価相当額等に補助率を乗じた額となります

03

財産処分に該当しない場合や補助金相当額の納付を求めない場合 があります。

- ✓ **財産処分に該当しない場合(手続き不要)**
 - ・単価50万円未満の設備(機械、器具、その他の財産)を処分
 - ・業務時間外や休日等で補助目的の遂行に支障を来さない範囲で一時的に転用する場合
 - ・補助目的を遂行するために必要な、機能の維持、回復又は強化を図るための改造を行う場合 等
- ✓ **補助金相当額の納付を求めない場合(手続き必要)**
 - ・補助目的たる事業を後継者や第三者に譲渡し、継続してもらう場合
 - ・災害又は火災により使用できなくなった場合の取壊し又は廃棄
 - ・老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し又は廃棄
 - ・事業者の資金繰りの悪化等により、復旧した施設・設備を維持管理することが困難になったと認められる場合の取壊し又は廃棄 等

事業者の状況は様々であるため、実際に財産処分を行う場合は、手続きの有無を含め、ご確認ください

1. 施設

		改定前		改定後（5/21時点）		
1 原状回復	大原則 （修繕）		「修繕」での原状回復（元に戻すこと）			
	例外 （建替可）	1	全壊・大規模半壊判定 （被災証明or建築士証明）			
		2	修繕費用＞建替費用 （修繕費用より建替費用が安価）			
		3	<u>原状回復とは従前の施設と比べて規模や機能、性能が「同等以下」であること</u> ↓ 「同等以上」は建替不可			
2.新分野取組 売上回復困難 ↓ 売上回復へ ※原状回復費用を上限		○新商品製造ラインへの転換 ○異業種への展開 ○ <u>性能アップ・生産性向上（削除）</u> ○従業員確保のための新たな宿舍整備等		機能・性能向上が可能（追加） →修繕費用＜建替費用 （修繕費用より建替費用が高価） ただし、補助対象は修繕費用を上限とし、超過分は自己負担 ※損壊程度問わず		
		○新商品製造ラインへの転換 ○異業種への展開 ○ <u>複数の施設・設備の統廃合等による生産性向上（追加）</u> ○従業員確保のための新たな宿舍整備等				

2. 設備

			改定前	改定後（5/21時点）
1 原状回復	大原則 （修理）		「修理」での原状回復（元に戻すこと）	
	例外 （入替可）	1	修理不能判定 （メーカーによる修理不能証明）	
		2	修理費用＞入替費用 （修理費用より入替費用が安価）	
		3	原状回復とは従前の設備と比べて規模や機能、性能が「同等以下」であること ↓ 「同等以上」は入替不可	機能・性能向上が可能（追加） ⇒修理費用＜入替費用 （修理費用より入替費用が高価） ただし、補助対象は修理費用を上限とし超過分は自己負担
2.新分野取組 売上回復困難 ↓ 売上回復へ ＊原状回復費用を上限		○新商品製造ラインへの転換 ○異業種への展開 ○ 性能アップ・生産性向上（削除） ○従業員確保のための新たな宿舍整備等	○新商品製造ラインへの転換 ○異業種への展開 ○ 複数の施設・設備の統廃合等による <u>生産性向上（追加）</u> ○従業員確保のための新たな宿舍整備等	

石川県、富山県、福井県、新潟県の皆様へ

令和5年度補正予算 「小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)」

令和6年能登半島地震により被害を受けた
小規模事業者等が行う事業再建の取組を支援します

【補助対象事業者】

石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する、令和6年能登半島地震の被害を受けた小規模事業者等

【事業目的】

事業の再建に向けた経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業を支援

【補助上限】

200万円(直接被害)

⇒自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた場合

100万円(間接被害)

⇒令和6年能登半島地震に起因して、売上げ減少の間接的な被害を受けた場合

【補助率】

2/3、定額(一定の要件を満たす事業者のみ対象)

【補助対象】

機械装置等の購入、店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

【今後のスケジュール】

第3次公募 公募要領公開: 令和 6年 4月 26日(金)

公募受付開始: 令和 6年 5月 10日(金)

申請受付締切: 令和 6年 7月 5日(金)

※3次公募締切り後、速やかに4次公募を開始します。



経済産業省



チラシのダウンロードはこちら↑

なりわい補助金等の申請支援の状況

なりわい再建支援補助金

特に当庫支援箇所
(七尾・穴水・輪島)

申請	1	2	1件	交付決定	6件
		8	4件		

小規模・中小企業持続化補助金

特に当庫支援箇所
(七尾)

申請	3	1件	採択	9件
	2	4件		

予定を含む

補助金の採択状況（地区別比率）

なりわい再建支援補助金 採択率	県内全体	3市3町以外	3市3町	計	3市3町地区比率
	第1回（R6.3.27）	5	1	6	17%
	第2回（R6.5.10）	8	3	11	27%
	第3回（R6.6.28）	28	19	47	40%
	計	41	23	64	36%

中小企業持続化補助金 （災害枠） 採択率	県内全体	3市3町以外	3市3町	計	3市3町地区比率
	第1回	35	10	45	22%

単純平均 30.3%

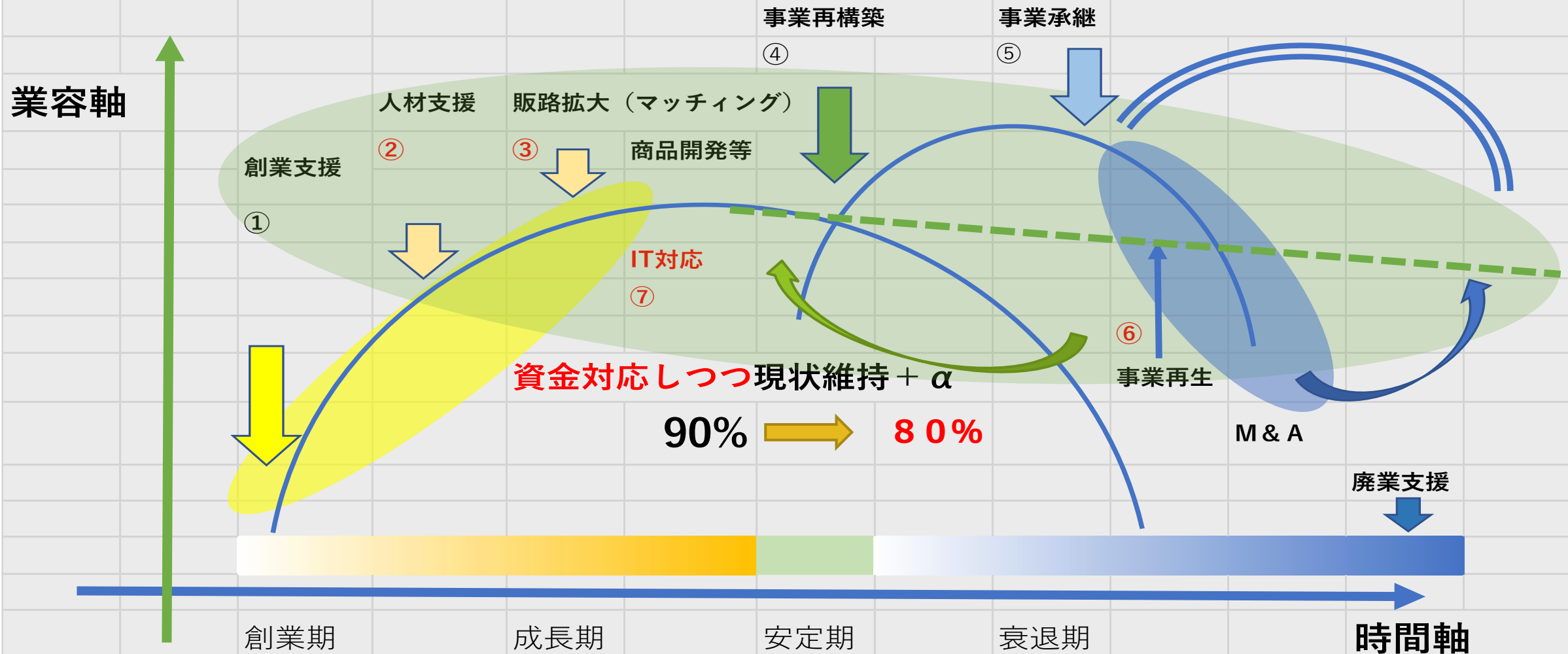
	住居被害（全壊・半壊）	3市3町比率
3市3町	19,070	86.40%
3市3町以外	2,981	

石川県震災被害報 1 5 2 報 8 月 1 3 日 現在

小規模事業者持続化補助金（災害枠） 石川県全体 3 2 7 件

金融機関としての**本業**支援

モニタリング、課題発見



(参考)

東日本大震災による資金需要のイメージ（津波被災地域）

災害救助法適用市町村

- 中小企業の施設・設備の損壊
- 取引先の被災による取引の停止と取引先変更に伴う販路の喪失（原子力災害に伴う風評の影響もあり）
- 観光客の減少

住民の流出（一時的避難・復旧断念）

（復旧・復興のフェーズ）

- ライフラインの復旧
- 災害廃棄物処理
- 応急仮設住宅整備
- 施設設備の復旧
- 事業の再開

- インフラ（道路・河川・砂防・海岸）復旧
- 農地・漁港復旧
⇒工事等特需

- 自治体の復興計画（新たな都市計画）による地域再生の本格化
- 観光需要の回復

- 中心市街では被災前の経済・社会が復元

（関連する事業活動等）

廃棄物処理業者の需要

建設・運送業の需要

生活関連需要
小売・飲食・衛生・娯楽、
不動産等

建設・運送業の需要増

生活関連の需要増・多様化

住民構成の変化（建設作業員⇒工場関係者⇒一般世帯）、

居住地の変化（中心市街地への集中）による需要構造の変化

製造業の再開

宿泊業等の再開

農林水産業・食品加工業の再開

工事関係者の流入
避難住民帰還

復旧を断念した住民の一部が帰還

観光客の回復

観光関連事業の拡大

復興まちづくりの進展に合わせた既存／新規事業者による各種創業

1次～3次に至る各産業での事業の拡大

工場下請企業の
運転・設備資金

東北3県（左記を除く）

- 中小企業の施設・設備の一部損壊
- 取引先被災による事業の一部停止
- 風評による観光客の減少

- 一部被災した施設設備の復旧
- 一部停止した事業の再開

- 復旧工事関係の事業への参画
- 東北3県の観光需要の回復

- 東北3県所在企業（デジタル機械・薬品）の工場進出

10
年
程
度

(まとめ) 震災半年経過後の振り返り(金庫内掲示板)

七尾に関して言えば、生活基盤(水道等)は改善しましたが、半島全体を見渡せば残念ながら生活基盤もなりわいのための事業基盤も復興・復旧が立ち遅れていると言わざるを得ないと思います。地域金融機関として債権カットのための100億ファンドの創設など、金融面で可能な限りの努力はしたのですが、同時に最低限の基盤整備のための財政資金、各種補助金の執行や人手不足についての問題は容易に解決しません。我々は**お客様の声を生かして、必要な方面に実情を伝え、必要なら陳情を繰り返す**ことしかないと考えます。

先日、七尾にお見えになった国会議員からも「黙って我慢していれば復旧、復興は遅れるだけだ」との指摘がありました。

元々当金庫の業種別の融資実績からしても**宿泊・飲食業の割合が全国平均の約10倍と高く(除く地方公共団体の融資実績で約9%)**、従ってお客様のコロナ禍による影響は大きく、ゼロゼロ融資が積みあがっていました。約3年経過し返済が始まりかけた時期に今回の震災でありますから、この地域の経済に対するダメージが極めて大きかったと言えます。

金庫としては昨年までの債権の一部カットを行っても**(100億円の債権買取ファンドの活用)**何とかお客様に事業を継続して頂けるように前期は大幅な引当金を積んで決算を組んだわけですが、やはり地域経済を復興させるためには、**金融措置だけでは限界があり、財政措置も相まって復興の道筋が見えてくるもの**だと実感しています

震災半年経過後の振り返り 2

例えば和倉温泉に関しても**護岸工事だけでも約100億円**必要とのことでありますので、その**予算措置やタイムスケジュール**がお客様、地域にとって極めて重要な問題であると考えます。

時間かければ建物は建つでしょうが、観光業はイメージに寄るところが大きく、ブランドが傷つく前に新しい付加価値を付加した形で復興しなければ意味がありません。私自身、早めに対応して頂けるように各方面に陳情を繰り返し、結果的には7月1日に岸田首相に和倉温泉の護岸を視察頂き、国土交通省が前面に立って今年から工事を始めるとのことになりましたので、地域にとっては少し前向きな話になりました。

但し、これ以外にもなりわい補助金等の活用、運用の柔軟化、専門的知識のある人材の不足やいろいろな計画の見積もりにかかる人手不足など課題は山積しています。そのような**地域の復興に当たってのボトルネックになっている部分**を我々はきめ細かく把握し、必要な状況説明を繰り返していくことになります。

⇒息の長い持続可能な支援を行う、地域の未来を見据えた提言

令和6年度金庫の重点施策

◎なりわい・生活の再建に最優先で取り組む

- ・4月1日から復興支援チームを中心に輪島支店、穴水支店、七尾商工会議所での相談会を実施中。
ふるさと創生部は「復興推進部」に改編し、**復興のスピードアップ**を図る。
- ・各種支援策の説明会、なりわい補助金等の補助金の申請支援を行うとともに、**地域の実情を踏まえた運用の改善提案**を行う。
- ・「自然災害ガイドライン」「能登半島地震支援ファンド」を活用した二重債務問題の解決を図る。
- ・個人の生活再建のために各種支援金の相談、説明とともに各種ローンにおいてもお客様の要請に積極的に応じていく。

◎被災事業者を対象とした取り組み

- ・**被災事業者の商品を利用した個人向け復興定期預金／被災地域への寄付を目的とした法人向け復興定期預金**
- ・全国の信用金庫からの支援の声に応え、**地域の商品を斡旋**するとともに**展示商談会**にお客さまと一緒に参加。
- ・協賛を得られた取引先事業者の商品を掲載したガイドブック発行（クーポン付）し、年金世帯へ配付し売上促進を図る。

◎高齢者への経済的な応援

- ・年金受給者専用定期預金の改訂（取扱期間令和6年7月1日～令和9年6月30日）
名 称 : 「悠々350」→「悠々500」 取扱限度額 : 350万円 → 500万円
金利上乘せ幅 : 0.035% →0.050% 預入利率 : 0.040% →0.075%

◎小口多数取引の原点に立ち返った営業方針を徹底し、金庫の経営基盤の強化を図る。

- ・当庫の強みである創業支援にも引き続き積極的に取り組む。
- ・お客様の課題解決に取り組み、**取引先や他地域の潜在的な顧客間を繋ぐ仲介機能**を十分に発揮する。
- ・事業先のモニタリング継続実施から信頼関係を構築し、職域での取引拡大（個人取引拡大）を図る。
- ・**人事戦略、研修方針を見直し**渉外力の強化を図る。



コア業務純益の推移(平成24年度～)

(単位：百万円)

